

## 「学校感染症罹患届」について

1 学校感染症にかかった場合、治癒後に登校する際に学校感染症罹患届を提出してください。医療機関による証明・押印等は不要ですが、医療機関での受診・治療を証明できる書類（診療明細書、処方薬説明書またはお薬手帳等）の写しを添付してください。

※学校感染症の種類については、罹患届の裏面＜参考資料＞をご覧ください。

2 学校感染症は「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。  
医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。

3 学校感染症罹患届は、以下の方法で入手できます。

- ①学校ホームページから書式をダウンロードし印刷する。
- ②生徒手帳に記載されたページをコピーする（出来ればA4版に拡大する）
- ③担任または保健室から用紙をもらう。

### **\*保護者の方へ\***

学校感染症は感染力の強い疾患です。学校での集団発生を防止するために、無理をして登校することはせず、必ず医師の診察を受けてくださいますようよろしくお願ひいたします。